

令和4年度 第2回国民健康保険運営協議会資料

【出産育児一時金関係】

1	小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)	—————	1
2	小金井市国民健康保険条例の一部を 改正する条例新旧対照表	—————	2
3	26市の出産育児一時金給付状況	—————	3
4	市内及び近隣市の主な病院における出産費用額	—————	4
5	出産育児一時金の変遷	—————	5

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「45万円」を「50万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6条規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の第6条規定は、令和5年4月1日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>45万円</u>を支給する。</p> <p>2 省略</p>	<p>出産育児一時金の支給額の改定</p>

26市の出産育児一時金給付状況

令和4年4月1日現在

保険者名		出産育児一時金		備考
		金額（円）	備考	
1	八王子市	420,000		
2	立川市	408,000	○	
3	武蔵野市	420,000		
4	三鷹市	420,000		
5	青梅市	420,000		
6	府中市	408,000	○	
7	昭島市	420,000		
8	調布市	420,000		
9	町田市	408,000	○	
10	福生市	408,000	○	
11	羽村市	408,000	○	
12	あきる野市	408,000	○	
13	日野市	420,000		
14	多摩市	408,000	○	
15	稲城市	420,000		
16	国立市	408,000	○	
17	狛江市	420,000		
18	小金井市	450,000		
19	国分寺市	420,000		
20	武蔵村山市	420,000		
21	東大和市	420,000		
22	東村山市	408,000	○	
23	清瀬市	420,000		
24	東久留米市	408,000	○	
25	西東京市	408,000	○	
26	小平市	420,000		

○は、産科補償制度加入分娩機関での出産の場合1万2千円加算

市内及び近隣市の主な病院における出産費用額

(令和5年1月9日調べ)

	普通分娩	帝王切開
公立昭和病院	約 <u>670,000円</u> ~ <u>870,000円</u> 時間外 760,000円 ~ 980,000円 (構成市用費用額)	約 <u>470,000円</u> ~ <u>610,000円</u> 時間外 650,000円 ~ 810,000円 (構成市用費用額)
都立多摩総合医療センター	約 <u>500,000円</u> ~ <u>600,000円</u>	約 <u>400,000円</u> ~ <u>500,000円</u>
桜町病院	約 <u>570,000円</u> ~	約 <u>610,000円</u> ~
武蔵野赤十字病院	約 <u>600,000円</u> ~	約 <u>700,000円</u> ~

出産育児一時金の変遷

条例

	金額 (万円)
平成6年10月1日施行	30
平成12年4月1日施行	32
平成16年4月1日施行	35

平成19年4月1日施行	40
平成21年1月1日施行	43
平成22年4月1日施行	45

政令 (健康保険法施行令)

	金額 (万円)
平成6年10月1日施行	30

平成18年10月1日施行	35
--------------	----

平成21年1月1日施行	35+3
-------------	------

平成23年4月1日施行	39+3
-------------	------

平成27年1月1日施行	40.4+1.6
-------------	----------

令和4年1月1日施行	40.8+1.2
------------	----------